

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月30日
【会社名】	ニチモウ株式会社
【英訳名】	NICHIMO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 和明
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目2番20号
【電話番号】	03(3458)3530
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員財務部長 八下田 良知
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目2番20号
【電話番号】	03(3458)3530
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員財務部長 八下田 良知
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第131回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

1. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合

2. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

3. 効力発生日における発行可能株式総数

15,149,600株

第2号議案 定款一部変更の件

1. 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）の事業目的を追加する。

2. 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行にともない、株式併合を行う場合、発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の4倍を超えることができない旨が規定されたため、本改正および株式併合の内容を勘案し、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定される発行可能株式総数を154,514,000株から15,149,600株に変更する。

また、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するため、現行定款第8条（単元株式数）に規定される当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更する。

その他、効力発生日を定めるため、附則を設ける。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、小池由紀夫、松本和明、田部 昇、八下田良知、是村忠良、宇田川純一および土田祥之の各氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議結果

議 案	賛 成	反 対	棄 権	賛 成 率	決議結果
第1号議案	22,506個	88個	0個	98.28%	可決
第2号議案	22,523個	71個	0個	98.35%	可決
第3号議案					
小 池 由紀夫	22,406個	188個	0個	97.84%	可決
松 本 和 明	22,443個	151個	0個	98.00%	可決
田 部 昇	22,528個	66個	0個	98.38%	可決
八下田 良 知	22,528個	66個	0個	98.38%	可決
是 村 忠 良	22,528個	66個	0個	98.38%	可決
宇田川 純 一	22,494個	100個	0個	98.23%	可決
土 田 祥 之	22,495個	99個	0個	98.23%	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は、次のとおりです。

- ・第1号議案および第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 - ・第3号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 賛成率の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分）に対する議案の賛否に関して確認できた議決権数の割合であります。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認ができたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以 上